

令和9年度 認可保育施設の継続利用に必要な書類の提出について

受付期間	令和8年9月1日（火）～ 9月25日（金）
対象児童	保育認定（2・3号）を受けていて令和9年度も在園を継続する児童
提出先	入所中の施設（※広域入所児は村役場こども未来課）



※必要書類が全てそろっているか、記入漏れがないか確認の上、封筒に入れてご提出ください。
 ※提出期限に間に合わない書類がある場合、受付期間内に一旦提出できる書類をご提出ください。
 ※提出期限に間に合わなかった必要書類は、令和8年10月16日（金）までに必ず村役場こども未来課へご提出ください。

決定通知について

令和9年度内定通知書兼利用契約決定通知書は、令和9年3月中旬頃に送付します。
 お手元に届きましたら、内容の確認をお願いいたします。

広域入所について

広域利用とは、北中城村以外の認可保育施設に入所を希望する場合、市町村間で協議を行い、希望する施設への入所が可能となる制度です。保育料は住民票のある市町村の基準となります。

北中城村にて申込受付し、希望施設のある市町村と協議を行います。前もって希望施設のある市町村に申込期限や必要書類等をご確認ください。

※広域利用中の児童の次年度の継続保証はできませんのでご注意ください。

転園希望について

他の認可保育施設へ転園希望の場合、新規申込の方と同様に利用調整を行いますので、必ずしも転園できるとは限りません。

転園が内定した時点で、いかなる理由があっても、元の施設へ戻ることはできません。

提出書類

下記書類を、一斉受付期間内に提出して下さい。

- ・不備がある場合や消せるペンや鉛筆で記入した場合は受付できませんのでご注意ください。
- ・③の書類は、申請日から遡って3か月以内に発行されたものに限りま。



↑ HPはこちら ↑

提出が必要なもの（①～③は全員必須。④～⑤は該当する世帯のみ）

- ① 教育・保育給付認定申請書（現況届）兼利用申込書（児童1人につき1枚）
- ② 同意書（※両親および同住所地に住む18歳以上の方全員の署名が必要です）
- ③ 保護者等の就労状況等を確認する書類（p2）
- ④ 世帯の状況を確認する書類（p3）
- ⑤ 利用者負担額および副食費の算定に必要な書類（p3）
- ⑥ 〔転園希望者のみ〕児童の状況調査票 ※様式はホームページからダウンロード可能です。

※利用調整点が同点の際、18歳以上60歳未満の同居者（別世帯含む）の保育必要事由が書類で確認できる場合は、書類で確認できない方より優先して利用調整いたします。

※③～⑤の書類は2名以上申込の場合、最年長クラスの児童に原本添付、その他の児童に原本のコピーを添付して下さい。



③ 保護者等の就労状況等を確認する書類

保育が必要な事由	具体的な状況	必要書類	保育時間
就労の方 (会社員の方) ※パート・アルバイト含む	月 64 時間以上 120 時間未満の就労	◆ 就労証明書（指定様式） ◆ 〈軍人・軍属等〉「雇用契約（証明）書」等の写し	短時間
	月 120 時間以上の就労		標準時間
自営業・農業・ 内職等の方	月 64 時間以上 120 時間未満の就労	◆ 自営業・農業・その他申立書（指定様式） ◆ 営業許可書・商工会・組合等の加入証明書・内職発注証明書等の写し または名刺・パンフレット・掲載雑誌等 仕事内容がわかる資料	短時間
	月 120 時間以上の就労		標準時間
出産予定の方	産前8週・産後8週	◆ 親子（母子）健康手帳の表紙（氏名）と出産（予定）日が記載されているページの写しまたは診断書	標準時間
病気の方	病気等により児童の保育に支障がある	◆ 診断書（指定様式）	標準時間
障害のある方	障害により児童の保育に支障がある	◆ 障害者手帳の写し	標準時間
介護・看護をしている方	同居または長期入院等の親族の介護、看護	◆ 診断書（指定様式） ◆ 看護・介護事実の申告書（指定様式）	申請内容により判断
災害復旧	自然災害等の復旧にあたっている	◆ り災証明書	標準時間
求職活動・ 起業準備の方	求職または起業活動中 (※入所期間は原則 90 日)	◆ 求職活動状況確認書（指定様式） ◆ 求職活動状況報告書（指定様式） ※毎月 25 日までに窓口提出 ◆ 〈公共職業安定所利用者の場合〉ハローワークカードの写し	短時間
就学・職業訓練 の方	月 64 時間以上 120 時間未満の就学	◆ 授業日程証明書（指定様式） ◆ 高校・大学・専門学校等の在学証明書 ◆ 〈入学予定・職業訓練校等〉合格通知書等の写し	短時間
	月 120 時間以上の就学		標準時間
育児休業の方 (在園児のみ)	既に認可保育施設を利用している児童がいて継続利用が必要な場合 (育児対象児が 2 歳の誕生日を迎える月末まで)	◆ 育児休業に係る継続入所（園）申出書 ◆ 就労証明書（指定様式） ※育休期間の記載があるもの	短時間
虐待等	虐待や DV のおそれがある場合	◆ 保育することができない旨の申出書（指定様式）	標準時間
その他	上記に類する状態として北中城村が認める場合		申請内容により判断

※指定様式は、ホームページからダウンロード可能です。

「保育を必要とする事由」や世帯状況等が変更になったとき

保護者の婚姻・離婚・妊娠・出産・仕事の変更・雇用契約期間変更・退職等、入所申込時と家庭の事情が変わった場合は、速やかにこども未来課へご連絡下さい。支給認定の変更申請が必要な場合や、利用者負担額が変更となる場合があります。必要書類の提出や連絡がなく、その事実が判明した場合には退所となる場合があります。また、利用者負担額の変更時、事実発生日に遡り差額を追納していただく場合があります。

④ 世帯の状況を確認する書類（全認定区分で該当する方のみ）

事由	必要書類
保護者で村外に住民票登録がある方	◆ 住民票謄本（お住まいの市区町村で発行）※個人番号記載のもの ※きょうだい児が同居していない場合は抄本可
ひとり親世帯 （①②のいずれか一つ）	① 児童扶養手当受給者証の写しまたは母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し ② 戸籍謄本（離婚による場合は離婚日の記載があるもの）
生活保護受給世帯	◆ 生活保護受給証明書（中部福祉事務所で発行）
外国人で住民票登録がない方	◆ パスポートの写しまたは身分証明書（運転免許証等）の写し ◆ 賃貸借契約書の写しまたは Assignment to Family Housing ◆ 入園に係る世話人確認書

⑤ 利用者負担額および副食費の算定に必要な書類（全認定区分で該当する方のみ）

事由	必要書類
令和 8 年 1 月 1 日に村外に住民登録がある方	◆ 令和 8 年度（令和 7 年収入分）所得・課税・扶養人数がわかる証明書 ※ 個人番号が確認できる場合は省略可。 ※ 申告は当該年の 1 月 1 日に住所を有する市町村で必ず行ってください。
軍人・軍属等の方	◆ 2025 W-2 Wage and Tax Statement、Form1099、Form4852 等の写し ◆ 2026 W-2 Wage and Tax Statement、Form1099、Form4852 等の写し（令和 9 年 5 月末㍻）
世帯を別にしているきょうだい児がいる場合	◆ 利用者負担額多子軽減届出書（世帯を別にする児童）（指定様式） ◆ きょうだい児が属する世帯の住民票謄本（本籍・続柄が記載されたもの）
私立幼稚園等を利用するきょうだい児がいる場合	◆ 在園・利用証明書（指定様式）（令和 9 年 4 月末日㍻）
在宅障害児（者）がいる世帯	◆ 身体障害者手帳・特別児童扶養手当認定通知書・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
同住所に生計及び居住空間を別にする住民がいる方※世帯分離含む	◆ 生計及び居住空間を別にしている旨の申出書（指定様式） 後日、家計の主宰者を認定する為、光熱費の領収証や住宅の設計図の写し等、資料の提出を求める場合があります。

利用者負担額の切り替えについて

毎年 9 月に利用者負担額の切り替え作業を行います。市町村民税の賦課時期が毎年 6 月となっていることから、4 月分から 8 月分までは令和 8 年度住民税（令和 7 年収入分）、9 月分以降は令和 9 年度住民税（令和 8 年収入分）をもとに算定いたします。なお、課税額に変更が生じた場合、利用者負担額が変更となる可能性があります。

※利用者負担額決定時に必要な税情報が確認できない場合は、最高階層（第 8 階層）となります。正しい利用者負担額（保育料）を算定するために、お早めに税の申告を行ってください。収入が無かった方も申告が必要となります。また、扶養に入っている方は、被扶養者としての申告が必要となります。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
令和 8 年度分の村民税（所得割）額で算定					令和 9 年度分の村民税（所得割）額で算定						

利用者負担基準額表（保育料）については、新規入所申込案内 p.6 をご確認ください（村 HP 掲載）

問い合わせ こども未来課 こども園係 TEL：098-935-2230（内線 113）